

1.介護保険給付サービス(1日あたり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 割 負 担 分	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	682円	753円	828円	901円	971円
	精神科医師定期的療養指導加算	5円				
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円				
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61円				
	看護体制加算(Ⅰ)イ	12円				
	看護体制加算(Ⅱ)イ	23円				
	栄養マネジメント強化加算	11円				
	個別機能訓練加算	12円				
	介護職員等処遇改善加算 (ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費+各加算)×14.0%	119円	129円	140円	149円	160円
サービス利用料金合計		971円	1,052円	1,138円	1,220円	1,301円

2.介護保険給付外サービス

(1)食費(1日あたり)

朝食：500円 昼食：700円 夕食：650円	負担限度額第1段階	300円
	負担限度額第2段階	390円
	負担限度額第3段階①	650円
	負担限度額第3段階②	1,360円
	負担限度額第4段階	1,850円

(2)居住費(1日あたり)

	負担限度額第1段階	880円
	負担限度額第2段階	880円
	負担限度額第3段階①	1,370円
	負担限度額第3段階②	1,370円
	負担限度額第4段階	2,066円

3. 自己負担額(1日あたり)

	負担限度額第1段階	2,151円	2,232円	2,318円	2,400円	2,481円
	負担限度額第2段階	2,241円	2,322円	2,408円	2,490円	2,571円
	負担限度額第3段階①	2,991円	3,072円	3,158円	3,240円	3,321円
	負担限度額第3段階②	3,701円	3,782円	3,868円	3,950円	4,031円
	負担限度額第4段階	4,887円	4,968円	5,054円	5,136円	5,217円

4. 自己負担額(30日あたり)

	負担限度額第1段階	64,530円	66,960円	69,540円	72,000円	74,430円
	負担限度額第2段階	67,230円	69,660円	72,240円	74,700円	77,130円
	負担限度額第3段階①	89,730円	92,160円	94,740円	97,200円	99,630円
	負担限度額第3段階②	111,030円	113,460円	116,040円	118,500円	120,930円
	負担限度額第4段階	146,610円	149,040円	151,620円	154,080円	156,510円

5. その他介護保険給付サービス ※必要に応じて提供させていただくサービス加算

加 算		自己負担額 (1割負担分)	加 算 条 件	
1 月 あ た り	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、かつ介護職員に対し、口腔ケアに係わる技術的助言及び指導、相談等に必要に応じ対応する場合	
	経口維持加算(Ⅰ)	400円	摂食障害があり誤嚥が認められ、医師又は歯科医師の指示により経口維持計画を作成した場合	
	経口維持加算(Ⅱ)	100円	経口維持加算Ⅰを算定し、多職種協働での取り組みに、医師・歯科医師・歯科衛生士等が参加した場合	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円	専従の機能訓練指導員を配置し多職種協働にて作成した個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を実施。計画の内容を厚労省へ提出、そのフィードバックを活用する場合	
	個別機能訓練加算(Ⅲ)	20円	専従の機能訓練指導員が個別機能訓練計画の内容等の情報や口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を職種間で共有し、その情報を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い情報を共有している	
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30円	利用開始月と6月ごとにADL値を測定、厚労省に提出・フィードバックを受けており、かつ状況に応じて調整式で得られたADL利得の平均値が一定の値以上の場合	
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60円	利用開始月と6月ごとにADL値を測定、厚労省に提出・フィードバックを受けており、かつ状況に応じて調整式で得られたADL利得の平均値が一定の値以上の場合	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	利用開始月と3月に1回の評価結果を厚労省へ提出、フィードバックを活用し多職種協働にて褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施している場合。(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	(Ⅰ)に加え褥瘡が発生していない場合 (Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円	利用者ごとにADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病等の基本情報を厚労省に提出、フィードバックを活用している場合	
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	ICT等のテクノロジーを導入し、利用者の安全やサービスの質確保、職員の負担軽減を検討する委員会開催や安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善を継続的に 行っている。	
1 日 あ た り	安全対策体制加算		20円/回	外部研修を受けた担当者の配置や安全対策部門を設置するなど組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回)
	初期加算		30円	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再入所した場合、30日間加算
	入院外泊時加算		246円	利用者が入院及び外泊した場合、6日を限度とし加算 (但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)
	療養食加算(1食6円)		18円	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食・脂質異常症食・肝臓食等)を提供した場合
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の1/2以上。認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者1名以上配置しチームとして 専門的な認知症ケアを実施している、ことなどの算定要件を満たし、なおかつ認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円	介護職員総数の内、介護福祉士が80%以上を占め、克、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上配置されていること評価する加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18円	介護職員総数の内、介護福祉士が60%以上を占めていること評価する加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6円	介護職員総数の内、介護福祉士が50%以上を占め、克、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上を占め、サービスを直接提供する職員が総数の内、30%を占めることを評価する加算
	若年性認知症利用者受入加算		120円	若年性認知症患者(65歳未満)の利用者を受け入れ、サービスを提供した場合
	在宅サービスを利用したときの費用		560円	居宅における外泊を認め、当該入所者が、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として算定する
	再入所時栄養連携加算		200円/回	厚生労働省大臣の定める特別食を必要とする利用者が医療機関から再入所する場合に、医療機関の管理栄養士と連携し、退位後の栄養ケア計画を作成した場合(再入所時)
	退所時栄養情報連携加算		70円/回	厚生労働大臣が定める特別食や低栄養状態にあると医師が判断した入所者が医療機関等へ退所する場合に管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養管理の情報を提供し
	退所時情報提供加算		250円/回	医療機関へ退所する入所者の心身の状況、生活歴等の情報を退所後の医療機関へ提供した場合(退所時1回)
	配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間	650円	配置医師が施設の求めに応じ、施設を訪問し入所者の診療を行った場合
		深夜	1,300円	
		上記以外	325円	
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前	72円	医師が一般に認められる医学的所見に基づき回復の見込みがない(ターミナル期)と判断した利用者に対し、介護計画に基づき介護を行う場合	
	死亡日以前	144円		
	死亡日前日・前々日	780円		
	死亡日	1,580円		

6. その他の費用

	自己負担額	加 算 条 件
日用品費	50円(1日)	施設で提供させていただく日用品の費用
茶菓代	100円(1日)	経口摂取される利用者で、嗜好に合った飲み物、お菓子の提供費用
行事食代	400円(1回)	行事等でイベント食を提供させていただく際の費用

※別途、個別に応じて「長期入所利用料金」の5、6の各費用を加算させていただくことがあります。

※介護保険負担が2割の方は「介護保険給付サービス」を2倍にして読み替えてください。

※介護保険負担が3割の方は「介護保険給付サービス」を3倍にして読み替えてください。